2 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

国民年金関係 2件

三重厚生年金 事案 1934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月28日から同年7月1日まで 私は、昭和54年7月1日にA社B工場から同社C工場に転勤になった。 同じ会社内の転勤であるにもかかわらず、同年6月28日資格喪失は納得で きないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在籍期間証明書、A社が保管している異動(変更) 届及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し (昭和54年7月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 54 年 5 月の社会保険事務所(当時)の記録から、17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たら ないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 1935

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月26日から同年9月1日まで 私は、昭和45年にA社に入社し、転勤はあったものの定年退職するまで 継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録には1か月の空 白期間があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事原簿及び厚生年金保険管理台帳の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和46年9月1日に同社B部から同社C部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部における昭和 46 年 7 月の社会保険事務所(当時)の記録から、4 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、申立期間に係る厚生年金保険料の納付を確認する資料が無いため不明 としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこ とから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 1193

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から47年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から47年3月まで

私が20歳になる頃、母は、地区担任事務員に私の国民年金の加入を勧められ、加入手続を地区担任事務員に委任したと聞いている。申立期間の保険料は、母が地区担任事務員に納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親は既に他界しているため、加入状況及び保険料納付状況が不明である上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年10月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられ、その時点で、41年11月から45年6月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間、同年7月から47年3月までの期間は過年度保険料として遡及しなければ納付できない期間となるため、市が委嘱している地区担任事務員に申立期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、市の国民年金被保険者名簿には申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は無く、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1194

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から59年9月まで

申立期間の国民年金保険料については、A市に住んでいる時は私自身が、B市に住んでいる時は夫が金融機関に納付していたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票、申立人の夫の年金加入状況及び申立人の供述等によると、申立人は昭和57年8月頃にA市からB市へ住所変更していたことがうかがえるものの、前住所地であるA市の納付状況リスト並びに申立人の所持している年金手帳及び任意加入被保険者現況届書の記載内容から、国民年金の住所変更に係る手続は、住所変更時ではなく、61年頃に行われたことがうかがえる上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、昭和 61 年 12 月 6 日に、申立期間直後の 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料が遡及納付されているが、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかが わせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。